

婚外子差別に No! 電話相談 2023



042-527-7870

1月5日 7月6日
2月2日 8月3日
3月2日 9月7日
4月6日 10月5日
5月4日 11月2日
6月1日 12月7日

毎月第1木曜日 午後2時～8時

〈電話相談は無料です〉

※電話通話料のみご負担ください。

今や世界のほとんどの国が、親の婚姻形態で子どもを法制度で差別することをやめ、子どもはみな等しく「子」と規定しています。しかし日本では、未だに親の婚姻の有無で子どもを「嫡出子・嫡出でない子」と分け、出生届や戸籍の続柄等法制度で差別しています。

このため、2022年10月に行われた国連自由権規約委員会日本審査で、委員から「全ての子どもたちに対する烙印や差別をなくす、またその母親に対する差別もなくすということで行動をとるつもりはあるのか」との質問がありました。その上で委員会は、「子どもに対するあらゆる差別と、子どもに烙印を押すことを撤廃するための保護措置を採用すること」を日本に勧告しました。

差別法制度を廃止しない政府に、差別をやめるよう声を上げ続けていきたいと思えます。

わからないこと、差別を受けたこと等ぜひお聞かせください。お電話お待ちしております！

※「婚外子差別に No! 電話相談」も10余年になりました。

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせください！

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫！
→家裁の窓口で変更と言われても、変更しないで大丈夫です。



出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください！

婚外子の戸籍の続柄（つづきがら）は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください！

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている！
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 F A X & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、女性が結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求めて、30数年余運動してきた市民団体です。